

年 月 日午前・後 時 分受領

離婚届

令和 年 月 日届出

長野県松本市 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号

送付 令和 年 月 日 第 号

長野県松本市 長 印

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知

(1) 氏名

（よ み か た）

夫 氏 名

妻 氏 名

生 年 月 日

大正・昭和
平成・西暦 年 月 日

大正・昭和
平成・西暦 年 月 日

住 所

（住民登録をして
いるところ）

番地 番 号

丁 目

方書
世帯主
の氏名

番地 番 号

丁 目

方書
世帯主
の氏名

本 籍

（外国人のときは
国籍だけを書い
てください）

丁 目

番地 番

父母及び養父母
の 氏 名

父母との続き柄

夫の父

母

続 き 柄 男

妻の父

母

続 き 柄 女

（右記の養父母以外にも
養父母がいる場合には
その他の欄に書いてください）

養父

養母

続 き 柄 養 子

養父

養母

続 き 柄 養 女

離婚の種別

☐協議離婚
☐調停 令和 年 月 日成立
☐審判 令和 年 月 日確定

☐和解 令和 年 月 日成立
☐請求の認諾 令和 年 月 日認諾
☐判決 令和 年 月 日確定

婚姻前の氏に
もどる者の本籍

☐夫 ☐妻 は ☐もとの戸籍にもどる
☐新しい戸籍をつくる

未成年の子の
氏 名

夫が親権
を行う子

妻が親権
を行う子

同居の期間

昭和・平成・令和 年 月 か ら 昭和・平成・令和 年 月 ま で
（同居を始めたとき）

（別居したとき）

別居する前の
住 所

番地 番 号

別居する前の
世帯のおもな
仕事と

☐1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
☐2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
☐3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯
（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
☐4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
☐5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
☐6. 仕事をしている者のいない世帯

（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）

夫妻の職業

夫の職業

妻の職業

その他

届 出 人

夫 印

妻 印

事件簿番号

夫

☐マ ☐免 ☐旅
☐その他 ☐無
（ ）

不受理 ☐有 ☐無

通 知 ☐要 ☐不要

妻

☐マ ☐免 ☐旅
☐その他 ☐無
（ ）

不受理 ☐有 ☐無

通 知 ☐要 ☐不要

使用者

☐マ ☐免 ☐旅
☐その他 ☐無
（ ）

送 付 令和 年 月 日

確 認

通 知

確認済

☐父母氏（夫・妻） ☐その他（
☐従前戸籍・新本籍地（街区符号・地番号）
☐本籍地 ☐住所地（夫・妻）
☐同日（夫・妻）転入・転居・転出・世帯合併・分離

住定年月日

夫 S H R 年 月 日

妻 S H R 年 月 日

訂正・補正を正当と
認め受理する。

長野県松本市長

平日昼間の連絡先

夫 電話

妻 電話

記入の注意

鉛筆や消せるボールペンでは書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。

そのほかに必要なもの 調停離婚のとき➡調停調書の謄本
審判離婚のとき➡審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき➡和解調書の謄本
認諾離婚のとき➡認諾調書の謄本
判決離婚のとき➡判決書の謄本と確定証明書

証 人

署 名

（※押印は任意）

印

生 年 月 日

大正・昭和
平成・西暦 年 月 日

大正・昭和
平成・西暦 年 月 日

住 所

番地 番 号

丁 目

方書

番地 番 号

方書

本 籍

（外国人のときは
国籍だけを書い
てください）

丁 目

番地 番

丁 目

番地 番

☐証人存在確認済（補正せず）

☐証人存在確認済（補正せず）

今後も婚姻中の氏を名乗りたい場合には、左の太枠の欄には何も記載しないでください。
（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」を提出する必要があります。）

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

☐面会交流について取決めをしている。

☐まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

☐養育費の分担について取決めをしている。

☐まだ決めていない。

取決め方法：（☐公正証書 ☐それ以外）

養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚するときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎署名は必ず本人が自署してください。